

# 第1章 障がい者プランの目的と位置付け

## 1 障がい者プランの目的

障がい者プランは次の計画で構成しています。

- ・ 障がい者保健福祉計画
- ・ 障がい福祉計画（第3期）

### (1) 障がい者保健福祉計画

根拠法：障がい者基本法

障がいのある方の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

### (2) 障がい福祉計画（第3期）

根拠法：障がい者自立支援法

障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

障がい者保健福祉計画【障がい者基本法】

障がい福祉に関する基本計画

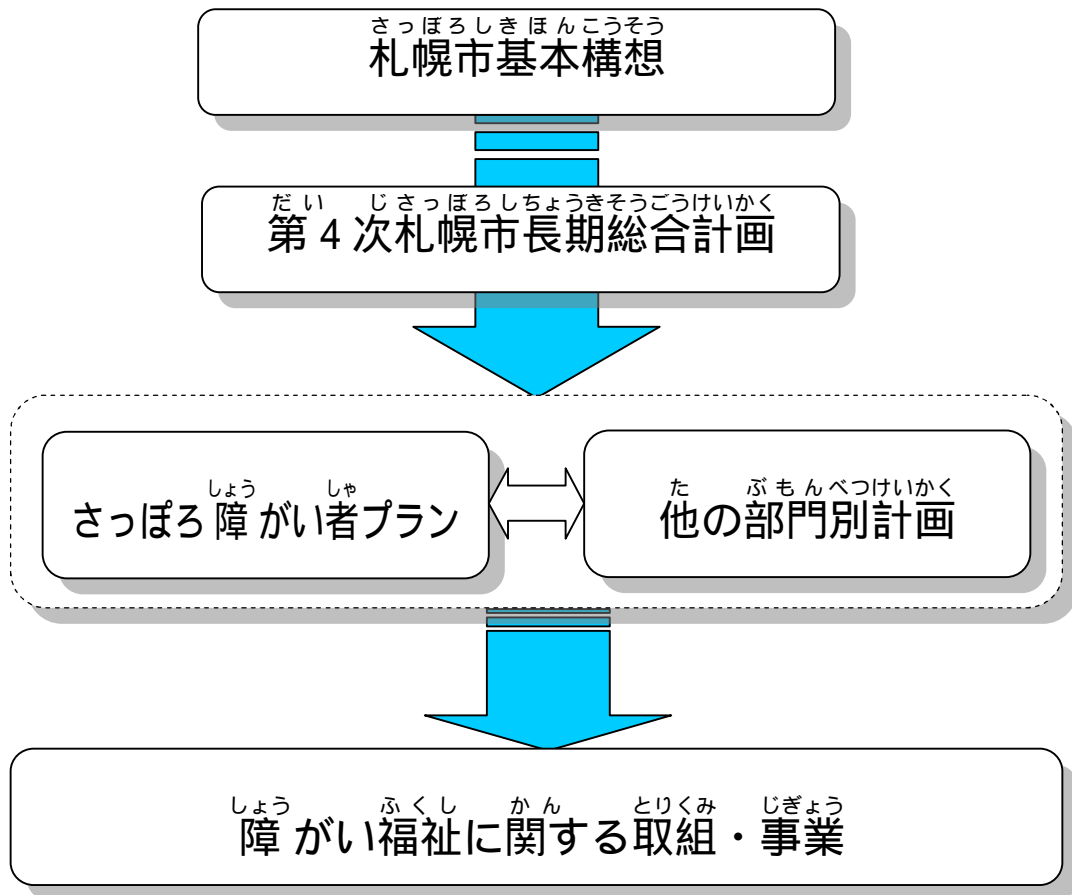
障がい福祉計画【障がい者自立支援法】

障害福祉サービスに関する実施計画

## 2 障がい者プランの位置付け

障がい者プラン（障がい者保健福祉計画・障がい福祉計画）は、「札幌市基本構想」と「第4次札幌市長期総合計画」を上位計画とし、他の部門別計画との整合を図りながら定めた札幌市における障がい福祉施策に関する部門別計画です。

また、国で定める「障害者基本計画」などとも整合を図りながら策定しております。



さんこう ほけん ふくし かんれん けいかく  
<参考：保健福祉に関連する計画>

ちいき ふくししゃかい けいかく へいせい ねん がつさくてい  
地域福祉社会計画（平成24年3月策定）

しみん じぎょうしゃ ぎょうせい きょうどう あんしん く  
市民、事業者、行政の協働のもとで、「安心して暮らせるぬく  
もりのある地域福祉社会の実現」を目的としています。福祉のまち  
すいしんじぎょう はじ ちいき ささ あ かつどう はばひろ しみん  
推進事業を始めとする地域での支え合い活動への幅広い市民の  
さんか そくしん ちいき ふくし てきせつ りよう すいしんとう  
参加の促進や、地域における福祉サービスの適切な利用の推進等に  
かん じこう ないよう  
関する事項を内容としています。

こうれいしゃ ほけん ふくし けいかく かいご ほけん じぎょう けいかく へいせい ねん がつさくてい  
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年3月策定）

こんご しんてん じんこうこうぞう こうれいか さい ねんど  
今後も進展する人口構造の高齢化に際し、24年度から26  
ねんど あいだ さっぽろし と く しさく あき  
年度までの間に札幌市が取り組むべき施策を明らかにするととも  
かいご ほけん せいど えんかつ うんえい けいかくてき じつげん さくてい  
に、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するため策定した  
ものです。

じさつ そうごう たいさく こうどう けいかく へいせい ねん がつさくてい  
自殺総合対策行動計画（平成22年3月策定）

おお いのち すく もくてき じさつ たいさく きほんほう  
「ひとりでも多くの命を救う」ことを目的とし、自殺対策基本法、  
じさつ そうごう たいさく たいこう およ じさつ たいさく か そく か もと かんけい かん  
自殺総合対策大綱及び自殺対策加速化プランに基づき、関係機関  
れんけい きょうりょく はか じさつ たいさく そうごう てき こうか てき  
との連携・協力を図りながら、自殺対策を総合的かつ効果的に  
すいしん ぐたい てき とりくみ けいかく さくてい  
推進するための具体的な取組・計画を策定したものです。

## 健康さっぽろ 21 - 札幌市健康づくり基本計画(平成14年12月策定)

国が策定した「健康日本21」の札幌市版です。21世紀の札幌市民の生涯を通じた健康の実現に向けて、健康づくりに対する目標を設定し、市民一人ひとりが主体的に健康増進を図っていくことを目指すための指針です。

## さっぽろ医療計画(現在のところ仮称)

市民が生涯を通じて健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた望ましい医療体制の構築を基本理念として策定したものです。

### 3 計画期間

障がい者プランの計画期間は次のとおりです。

障がい者保健福祉計画 6年間

(平成24年4月から平成30年3月まで)

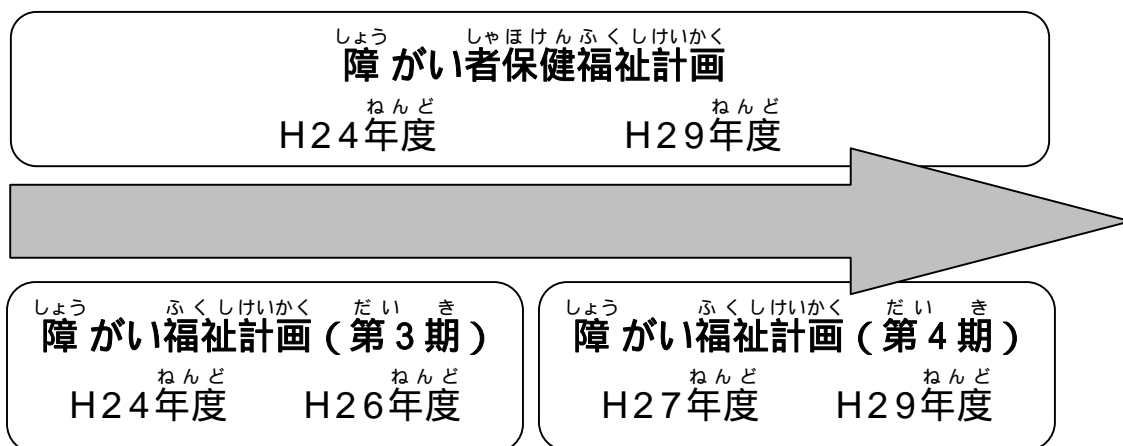
障がい福祉計画 3年間

(平成24年4月から平成27年3月まで)

前計画における計画期間は、障がい者保健福祉計画は平成15年4月から平成25年3月、障がい福祉計画は平成21年4月から平成24年3月としておりました。

このたび、両計画を「障がい者プラン」とし一体的なものとして改定を行い、平成24年4月から開始いたします。(障がい者保健福祉計画は、計画期間を1年前倒しして改定いたしました。)

なお、関係法令の改正が行われた場合などには、必要に応じて適宜見直しを図るものとします。



#### 4 障がい福祉を取り巻く現状と課題

##### (1) 国における障がい者制度改革の動き

平成15年から始まった「支援費制度」は、ノーマライゼーションの理念に基づき、「施設から地域へ」という障がいのある方の地域生活を重視する大きな流れが作り出されました。

その後、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス体系の再編など、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等が図られてきたところです。また、同法の施行後には、法の定着を図るため、激変緩和のために累次の対策が講じられてきたところです。

こうした中、平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、そのもとで障がい当事者やその家族を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が平成22年1月から開催されており、「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結のために必要な国

ないほう せいび はじ しょう かた かか せいかいかく む  
内法の整備を始めとする障がいのある方に係る制度改革に向けた  
せいりよくてき けんとう おこな  
精力的な検討が行われています。

しょう ほけんふくしぶんや げんこう しょうがいしゃじりつしえんほう  
障がい保健福祉分野については、現行の「障害者自立支援法」を  
はいし せいで たにま しえん ていきょう ここ もと ちいき  
廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域  
せいかつ しえんたいけい せいびとう ないよう しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう  
生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)  
せいてい  
を制定することとされています。

また、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に  
たい しえんとう かん ほうりつ しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう せいてい  
対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が制定されると  
ともに、「障害者基本法」が改正されたところです。

## (2) ニーズの高度化・多様化

しょう かた ちいき あんしん せいかつ  
障がいのある方が地域で安心して生活していくことができるよう、  
しょうがいしゃじりつしえんほう もと しょうがいふくし ちゅうしん さまざま  
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを中心に、様々な  
とりくみ じっし  
取組を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に  
おう こま しえん しゅっしょう がくれいき せいじん いた  
応じたきめ細かな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライフ  
おう き め しえん もと  
ステージに応じた切れ目のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、しょうがいしゃじりつしえんほう  
しょうがいしゃじりつしえんほう  
これらによる法定サービスのみでは対応が難しいため、札幌市独自の取組も  
ほうてい たいおう むずが さっぽろしどくじ とりくみ  
併せて実施するなど、支援のあり方について引き続き検討していく  
あわ じっし しえん かた ひ つづ けんとう  
必要があります。

## (3) 市民自治の推進

くに しょう しゃしさく おお か しょう  
国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいの  
かた おう しつ たか しえん おこな ぎょうせい  
ある方のニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行政  
とりくみ しみんじち かんが かた もと ちいき  
による取組のほかに、市民自治の考え方に基づき、地域のボランティア

ア・関係団体、事業者等の地域の福祉力を活用するなど、障がいのある人を地域全体で支え合う体制づくりが必要です。

#### (4) 札幌市における施策展開

平成15年3月に「札幌市障害者保健福祉計画」を策定し、以後10年間にわたる障がい福祉施策の方向を定めました。

また、平成19年3月には「障がい福祉計画(第1期)」を、平成21年3月には「障がい福祉計画(第2期)」をそれぞれ策定し、障がいのある方の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めてきました。

#### (5) 障がい者施策に関する主な動向

平成15年 支援費制度の施行

札幌市障害者保健福祉計画の策定

平成18年 障害者自立支援法の施行

平成19年 札幌市障がい福祉計画(第1期)の策定

障害者の権利に関する条約への署名

平成21年 札幌市障がい福祉計画(第2期)の策定

内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置

平成22年 障害者自立支援法の改正

平成23年 障害者虐待防止法の成立(平成24年10月施行予定)

障害者基本法の改正

平成24年 さっぽろ障がい者プランの策定

【参考】ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、障がいのない人と一緒に  
助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする  
考え方。また、それに基づく社会福祉政策。



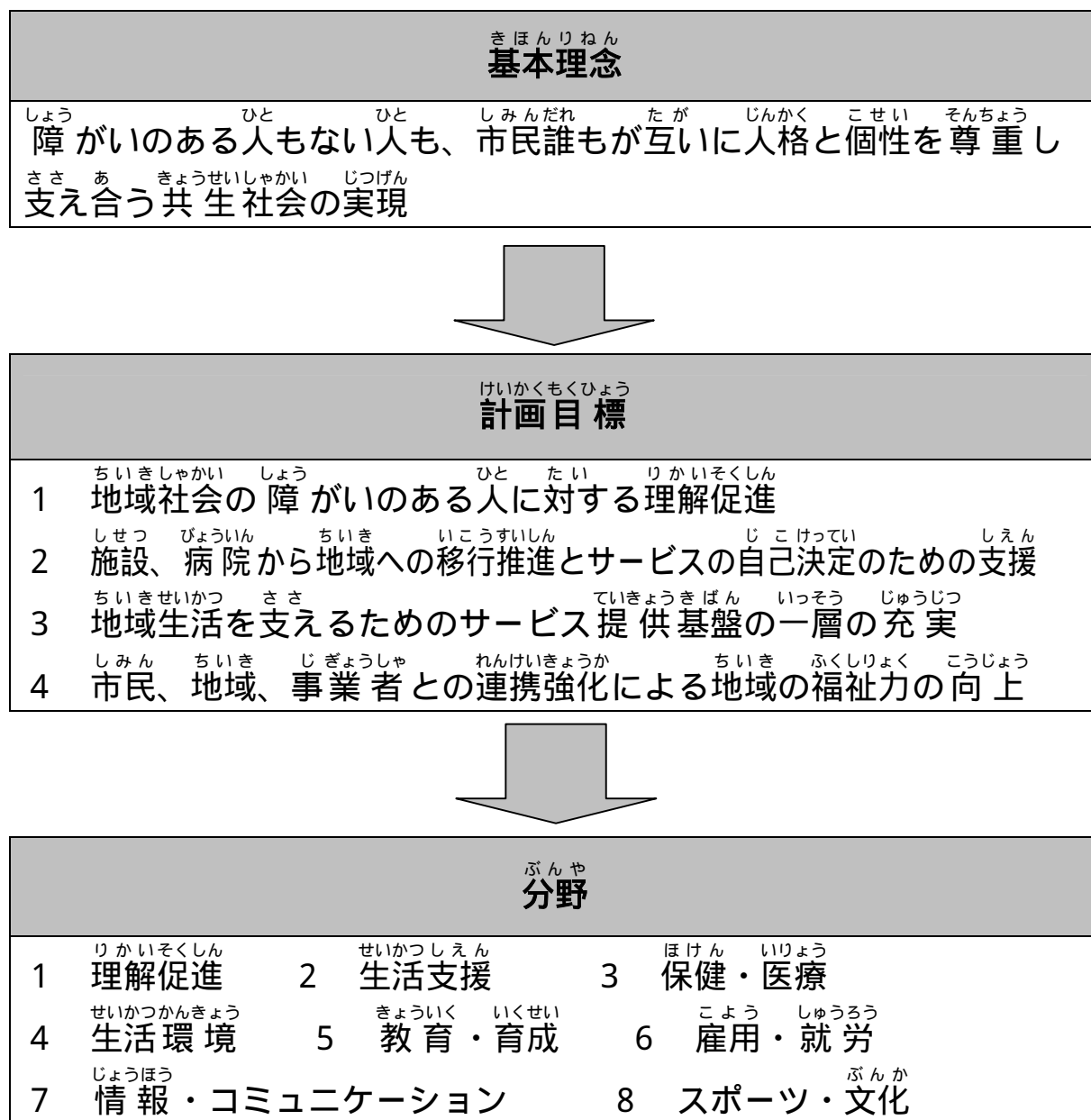
# 障がい者保健福祉計画の部

## 第2章 障がい者保健福祉計画の体系

### 1 計画体系図

#### (1) 基本理念・計画目標・分野

基本理念の実現に向け、4つの計画目標を8つの分野に分けて  
施策展開していきます。



## (2) 分野ごとの基本施策

8つの分野それぞれに基本施策を設定し取組を推進していきます。

### 分野1 理解促進

- 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 2 公共サービス従事者などに対する理解促進
- 3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報
- 4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

### 分野2 生活支援

- 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 4 地域福祉を担う人材育成・確保

### 分野3 保健・医療

- 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実
- 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 3 精神保健・医療の充実

### 分野4 生活環境

- 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- 2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

ぶんや  
分野5 教育・育成

- 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実  
あう そうだんしえんたいせい じゅうじつ
- 2 早期療育の充実  
そうきりょういく じゅうじつ
- 3 学校教育の充実  
がっこうきょういく じゅうじつ
- 4 卒業後の支援  
そつぎょうご しえん

ぶんや  
分野6 雇用・就労

- 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実  
こ こ たいあう しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじつ
- 2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）  
こよう ば かくだい いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう
- 3 福祉施設から一般就労への移行推進  
ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうすいしん

ぶんや  
分野7 情報・コミュニケーション

- 1 情報バリアフリー化の推進  
じょうほう か すいしん
- 2 情報提供の充実  
じょうほうていきょう じゅうじつ
- 3 コミュニケーション支援体制の充実  
しえんたいせい じゅうじつ

ぶんや  
分野8 スポーツ・文化

- 1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援  
ぶん かげいじゅつかつどう しょうがいがくしゅうかつどう たい しえん

ぶんや りかいそくしん  
**分野1 理解促進**

げんじょう かだい  
**<現状と課題>**

きょうせいしゃがい じつげん しみん きぎょう ひろ しゃがいぜんたい しょう  
 共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障  
 がいのある人に対する理解促進を一層進める必要があると  
 かんが  
 考えられます。

しょうがいしゃきほんほう しょう ふくし かん  
 そのためには、障害者基本法をはじめとした障がい福祉に関する  
 せいどう ふきゅう はか しょう どうじしゃ ふきゅう けいはつかつどう いっそう  
 制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・啓発活動を一層  
 すいしん しょう ひと たい けんりようご りかい  
 推進するなど、障がいのある人に対する権利擁護について理解を  
 そくしん ひつよう かんが  
 促進する必要があると考えられます。

きほんほうしん  
**基本方針**

きほんほうしん しょう ひと ひと しみんだれ たが じんかく こせい  
**基本方針1** 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を  
 そんちょう ささ あ きょうせいしゃがい りねん ふきゅう はか  
 尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図ります。

きほんほうしん ちいきしゃがい しょう ひと たい りかい そくしん  
**基本方針2** 地域社会に、障がいのある人に対する理解を促進します。

きほんほうしん しみん きぎょう じしゆてき ふくしかつどう しえん すいしん りかいそくしん  
**基本方針3** 市民や企業の自主的な福祉活動を支援・推進し、理解促進  
 はか  
 を図ります。

きほんしさく  
**基本施策**

きほんしさく けいはつ こうほうかつどう ふくしきょういく すいしん  
**基本施策1** 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

きほんしさく こうきょう じゅうじしゃ たい りかいそくしん  
**基本施策2** 公共サービス従事者などに対する理解促進

きほんしさく しょう ひと たい けんりようごとう かか けいはつ こうほう  
**基本施策3** 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報

きほんしさく かつどう しゃかいこうげんかつどう りかいそくしん  
**基本施策4** ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

## 基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

市民が地域と関わりを持ち、障がいのある方を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。

子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。

### <重点取組>

広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報

広く地域住民に対して、障がい福祉に関する理解促進を一層進め、障がい福祉施策等について積極的に広報することで、障がい者福祉の向上を図ります。

出前講座等を活用した障がい福祉施策の周知

市職員が地域に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民のみなさんと情報提供・情報共有を行い、障がい福祉について一緒に考えていきます。

福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）

学校教育において障がいのある人に対する理解を深めてもらうため、福祉読本を作成し、市内小学校6年生を対象に配布し、授業に役立てます。

## しょうがいしゃしゅうかんにねんじぎょう じっし 障害者週間記念事業の実施

しょう しゃふくし かんしん りかい ふか しょう  
障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障  
がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3  
～9日）の期間中、啓発事業等を行います。

### きほんしさく こうきょう じゅうじしゃ たい りかいそくしん 基本施策2 公共サービス従事者などに対する理解促進

こうきょう じぎょうしゃとう たい ちいきふくし かんしん りかい ふか  
公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めても  
らうため、各種研修の実施など理解促進の取組を進めます。

#### じゅうてんとりくみ < 重点取組 >

ふくし ていきょうじぎょうしゃとう たい けんしゅう じゅうじつ  
福祉サービス提供事業者等に対する研修の充実

きょたく かいごじぎょうしょ ていきょうせきにしやとう たいしょう こべつ  
居宅介護事業所のサービス提供責任者等を対象に、個別  
支援計画の作成に係る研修を実施することにより、利用者一人  
ひとりの実態に即した個別支援への取組を促し、利用者の自立  
生活促進を図ります。

いりょう ふくしけい がっこう ようせいしせつ しょう  
また、医療・福祉系の学校・養成施設において、障がいのあ  
る方の様々なニーズに対応する支援技術・知識習得のための  
研修プログラムが充実されるよう、働きかけてまいります。

#### しょう どうじしゃ こうしはけん 障がい当事者の講師派遣

しょう どうじしゃ こうし ようせい とうろく こうし かた がっこう  
障がい当事者を講師として養成・登録し、その講師の方を学校、  
きぎょうなど はけん こうぎ どう おこな  
企業等に派遣して、講義やディスカッション等を行うことで、  
しょう ひと たい りかいそくしん はか  
障がいのある人に対する理解促進を図ります。

### 基本施策3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報

地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図るほか、各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。

障害者基本法、障害者虐待防止法、北海道障がい者条例など制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。

#### ＜重点取組＞

北海道障がい者条例の普及

北海道や関係機関と連携し、障がいのある方々の権利の擁護と障がいのある方々が暮らしやすい地域づくりの推進を図るために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

福祉ガイド等を作成・配布し、権利擁護に関する窓口を紹介するほか、権利擁護に係る啓発・広報に努めます。

障がい当事者等の意見反映

障がいのある方をはじめ、広く市民の意見が市政に反映されるよう、市民の声を聴く機会の充実を図ります。

基本施策4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

各種研修の実施や様々なボランティア活動を市民に紹介することにより、地域福祉活動の普及・啓発に努めます。

<重点取組>

ボランティア研修センターの運営

地域福祉活動を担う人材の育成・資質向上を図るため、各種研修の実施や調査、情報提供、ボランティアに関する相談・支援などを実施します。

まちづくり活動への支援(市民活動サポートセンターの運営・さぼーとほっと基金)

市民活動団体に対して、地域の課題などの解決に向けて自ら行動するための支援を充実します。

さぼーとほっと基金(市民まちづくり活動促進基金)

市民からの寄附を原資に、市民団体への事業助成を行うとともに、寄附文化の醸成を図ります。

【参考】北海道障がい者条例について

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(略称：北海道障がい者条例)は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。



おも しさく はしら つぎ  
主な施策の柱は次の3つです。

- 1 障がいのある方の暮らしやすい「地域づくり」を進めます
- 2 地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します
- 3 障がいのある方の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます

さっぽろし ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと しょう  
札幌市におきましても、北海道障がい者条例に基づき、障がいの  
ある方も障がいのない方も、共に暮らしやすいまちづくりを目指して  
いきます。

さんこう しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃ ていぎ  
【参考】障害者基本法による障害者の定義について

しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ぶく た しんしん  
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身  
きのう しょうがい もの しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき  
の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的  
にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい  
に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとい  
います。

しょうがいしゃきほんほうだい じょう  
( 障害者基本法第 2 条 )

かんれんけいかく ぶんや りかいそくしん  
関連計画（分野 1：理解促進）

さっぽろしちいきぶくししゃかいけいかく  
札幌市地域福祉社会計画

さっぽろししみん かつどうそくしんきほんけいかく  
札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

ぶんや せいかつしえん  
分野2 生活支援

げんじょう かだい  
< 現状と課題 >

ふくし たい たようか ともな ここ  
福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに  
おう しえん おう いっかん しえん もと  
応じた支援や、ライフステージに応じた一貫した支援が求められてい  
るほか、これからのちいきふくし にな じんざい いくせい もと  
地域福祉を担う人材の育成が求められています。

じゅうどしょう ひと はったつしょう ひと ちいき せいかつ  
重度障がいのある人、発達障がいのある人が地域で生活していく  
ためのしえんたいせい しょう ひと こうれい あんしん  
支援体制や、障がいのある人が高齢になっても安心して  
く  
暮らすことができるようなしえんたいせい じゅうじつ ひつよう かんが  
支援体制を充実する必要があると考え  
られます。

しょう ひと しゃかいさんかそくしん ひつよう いどうしゅだん かくほ  
障がいのある人の社会参加促進のため、必要な移動手段の確保が  
もと  
求められています。

ちいきせいかつ おく しえいじゅうたく す  
地域生活を送るうえで、市営住宅やグループホームなどの住まい  
ば かくほ もと  
の場の確保が求められています。

きほんほうしん  
基本方針

きほんほうしん しょう ひと じこけつてい じこせんたく そんちょう ここ  
基本方針1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々の  
たいあう しえんたいせい せいび ていきょうきばん  
ニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤  
いっそう じゅうじつ はか  
の一層の充実を図ります。

きほんほうしん しょう ひと ちいき あんしん く  
基本方針2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる  
かんけいきかん じぎょうしゃ とう ちいき ふくしりょく  
よう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の福祉力  
れんけい おう きめ  
との連携により、ライフステージに応じた切れ目のない  
そうだんしえん ていきょうたいせい じゅうじつ はか  
相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

基本施策

基本施策 1	個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
基本施策 2	施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
基本施策 3	福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
基本施策 4	地域福祉を担う人材育成・確保

基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めます。

個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域福祉力を活用するなど、支援体制の充実に努めます。重度障がいのある方、医療的ケアが必要な方に対する支援の充実について検討を進めます。

発達障がいのある方やその家族の方に対して、関係機関の連携を図りながら、ライフステージに応じた一貫した支援の充実に努めます。

障がいのある方が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、必要な支援体制について充実を図ります。

移動支援事業については、その対象となる外出の範囲等の拡充について引き続き検討を進めます。

じゅうてんとりくみ  
< 重点取組 >

そうだんしえんじぎょう じゅうじつ かんけいきかん れんけいたいせい きょうか  
相談支援事業の充実・関係機関の連携体制の強化

しょう かた ちいき あんしん せいかつ  
障がいのある方が地域で安心して生活することができるよ  
う、相談支援事業の充実と、関係機関の連携による相談支援  
たいせい きょうか はか  
体制の強化を図ります。

かくしゅじぎょう じっし ちいきじりつしえんきょうぎかい ちゅうしん  
各種事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を中心と  
かんけいきかんそうご れんけいたいせい きょうか はか てきせつ しえん ていきょう  
した関係機関相互の連携体制の強化を図り、適切な支援を提  
供  
します。

しょう ふくしけいかく ぶ らん  
障がい福祉計画の部（86ページ）もご覧ください。

しょうがいふくし かくしゅ えんかつ ていきょう  
障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供

しょうがいしゃじりつしえんほう もと しょうがいふくし ていきょうきばん  
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供基盤  
じゅうじつ しょう かた たい こうつうひじょせい きのう  
の充実のほか、障がいのある方に対する交通費助成、機能  
かいふく くんれん とくべつしょうがいしゃてあてどう しきゅう えんかつ  
回復・訓練、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス  
ていきょう つと  
提供に努めます。

しょう ふくしけいかく ぶ いこう らん  
障がい福祉計画の部（74ページ以降）もご覧ください。

じゅうど しょうがい かた たい しえん じぎょう  
重度の障害のある方に対する支援（パーソナルアシスタンス事業）

じゅうどしょう しゃ ここ じょうきょう たいおう こま  
重度障がい者の個々の状況やニーズに対応したきめ細か  
しえん ていきょう ちいき あんしん く  
な支援を提供し、地域で安心して暮らしていくことができるよ  
う、ゆうしょう どう ちいきふくしりょく かつよう しくみ  
有償ボランティア等の地域福祉力を活用した仕組みを  
と い かいじょせいど じゅうじつ はか  
取り入れるなど、介助制度の充実を図ります。

じぎょう さっぽろしどくじ せいど  
パーソナルアシスタンス事業（札幌市独自の制度）

ざいたく せいかつ じゅうど しんたいしょう かた ちいきじゅうみん  
在宅で生活する重度の身体障がいのある方が、地域住民

とう かいじょう ばあい ひつよう ひよう しきゅう  
等から介助を受けた場合に必要となる費用を支給します。

いりょうてき ひつよう じゅうど しょう かた たい ちいきせいかつ  
医療的ケアが必要な重度の障がいのある方に対する地域生活  
しえん じゅうじつ けんとう  
支援の充実の検討

いりょうてき ひつよう じゅうど しょう かた あんしん  
医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方が安心して  
にっちゅうかつどうとう さんか じゅうじつ ちいきせいかつ おく  
日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることが  
できよう、サービス提供基盤の整備について検討を進めます。

しょう かた こうれいか たい しえん けんとう  
障がいのある方の高齢化に対する支援の検討

こうれいか しんしん きのう ていか かた ちいき あんしん せいかつ  
高齢化により心身の機能が低下した方が地域で安心して生活  
できよう、しょうがいしゃ じりつ しえんほう かいごほけんほう  
障害者自立支援法や介護保険法のサービスを  
ちゅうしん どう ちいきふくしりょく かつよう しえん  
中心に、ボランティア等の地域福祉力も活用するなど、支援  
たいせい かた ひ つづ けんとう しえん じゅうじつ ほか  
体制のあり方について引き続き検討し、支援の充実を図ります。

いどうしえんじぎょう かくじゅう けんとう  
移動支援事業の拡充の検討

いどうしえんじぎょう りようたいしょう がいしゅつ はんいとう  
移動支援事業については、利用対象となる外出の範囲等に  
しみん ふ かくじゅう む けんとう  
ついて、市民ニーズを踏まえ、その拡充に向けた検討を  
ひ つづ すす  
引き続き進めます。

しょう ふくしけいかく ぶ らん  
障がい福祉計画の部（89ページ）もご覧ください。

とう ちいきふくしりょく かつよう しえんたいせい じゅうじつ けんとう  
ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制の充実の検討

しょう かた ちいき あんしん せいかつ  
障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、ボランテ  
とう ちいきふくしりょく かつよう しえんたいせい かた けんとう  
ィア等の地域福祉力を活用した支援体制のあり方について検討  
します。

しょう かた たい けんりようご ぎゃくたいぼうしたいさく すいしん  
障がいのある方に対する権利擁護、虐待防止対策の推進

しょう しゃ そうだんうんえいじぎょう せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう  
障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業  
いっそう すいしん しょう かた けんりようご そうだん  
の一層の推進により、障がいのある方の権利擁護のための相談  
しえんたいせい きょうか はか  
支援体制の強化を図ります。

また、平成24年10月施行予定の障害者虐待防止法に  
へいせい ねん がつ しこう よてい しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう  
基づき、通報・相談窓口の充実や関係機関とのネットワーク  
もと つうほう そうだんまどぐち じゅうじつ かんけいきかん  
体制強化などの虐待防止の取組を進めます。  
たいせいきょうか ぎゃくたいぼうし とりくみ すす

しょう ふくしけいかく ぶ らん  
障がい福祉計画の部(87、95、96ページ)もご覧ください。  
ださい。

ちんたいしえんじぎょう ふきゅう  
あんしん賃貸支援事業の普及

みんかん じゅうたくかんけいじぎょうしゃ たい ちんたいしえんじぎょう  
民間の住宅関係事業者に対して「あんしん賃貸支援事業」  
しゅうち おこな こうれい かた しょう かた う い  
の周知を行い、高齢の方や障がいのある方などを受け入れる  
みんかんちんたいじゅうたく とうろく うなが  
民間賃貸住宅の登録を促します。

ちんたいしえんじぎょう  
あんしん賃貸支援事業

こうれい かた しょう かた がいこくじん かたおよ こそだ せたい  
高齢の方や障がいのある方、外国人の方及び子育て世帯に  
たい にゅうきょ う い みんかんちんたいじゅうたく ちゅうかい  
対して、入居を受け入れる民間賃貸住宅、仲介をサポート  
きょうりょくてん にゅうきょしゃ きょじゅうしえん おこな しえんだんたい  
する協力店、入居者の居住支援を行っている支援団体の  
じょうほう ていきょう みんかんちんたいじゅうたくさがし きょじゅうしえん  
情報を提供することで、民間賃貸住宅探しや居住支援を  
おこな じぎょう  
行う事業。

しょうひしゃひがいぼうし じぎょう  
消費者被害防止ネットワーク事業

ちいき しょうひしゃもんだい せいつう しょうひせいかつすいしんいん はいち かんけい  
地域に消費者問題に精通する消費生活推進員を配置し、関係  
きかん たいせい しょう ほう こうれい かた  
機関とのネットワーク体制により、障がいのある方や高齢の方

しょうひしゃひがい そうきはっけん きゅうさい みぜんぼうし はか  
の消費者被害の早期発見と救済、未然防止を図ります。

しょう じ しゃしえんしさく さいせいり いちげんか  
障がい児・者支援施策の再整理・一元化

へいせい ねん よてい しょう じ しゃ かん しさくてんかい ほけん  
平成25年(予定)から、障がい児・者に関する施策展開を保健  
ふくしきょく とうごう じ しゃいっかん きめ しえん じつげん めざ  
福祉局に統合し、児・者一貫した切れ目のない支援の実現を目指  
します。

はったつしょうがいしゃしえんたいせいせいびじぎょう  
発達障がい者支援体制整備事業

へいせい ねん がつ はったつしょうがいしゃしえんほう しこう はったつしょう  
平成17年4月から発達障がい者支援法が施行され、発達障がいのあ  
ひと しゃかい じゅうぶん かつやく しえん たいせい  
る人たちが社会で十分活躍できるよう、支援の体制づくりに  
とく  
取り組んでいます。

おも とりくみ  
<これまでの主な取組>

はったつしょう しゃしえん かん かんけいきかんとう じょうほうていきょう いけん  
発達障がい者支援に関する関係機関等での情報提供・意見  
こうかん おこな かない もんだいてん たいおうさくとう じょうほう ちしき きょうゆうか  
交換を行い、課題や問題点、対応策等について情報・知識の共有化  
はか  
を図ってきました。

はったつしょう かた さくひんてん じっし ふきゅうけいはつようさっし さくせい  
発達障がいのある方の作品展の実施や普及啓発用冊子の作成な  
つう ひろ しみん たい はったつしょう りかいそくしん はか  
どを通じて、広く市民に対し発達障がいについて理解促進を図っ  
てきました。

こんご おも とりくみ  
<今後の主な取組>

ちいき ふくし いりょうかんけいきかん おや かい はったつしょう しゃ しえん  
地域の福祉・医療関係機関、親の会など、発達障がい者を支援す  
たちば せんもんか きょうりょく え ふきゅうけいはつようさっし  
る立場の専門家の協力を得ることにより、普及啓発用冊子を  
さくせい はいふ ひ つづ さまざま しゅほう ふきゅう けいはつ はか  
作成・配布するなど、引き続き様々な手法で普及・啓発を図ります。

く やくしょ かくそうだんまどぐち しょくいん たいしょう はったつしょう かん ちしき  
区役所の各相談窓口の職員を対象に発達障がいに関する知識  
じょうほう ていきょう ないよう けんしゅうかいどう かいさい にちじょうぎょうむ  
と情報の提供を内容とする研修会等を開催し、日常業務へのバ  
いっそうじゅうじつ  
ックアップを一層充実します。

おやしえん ぎょうむ せんもんしょく たいしょう じんざいいくせい  
親支援を業務とする専門職を対象とした人材育成として、  
はったつしょう しえんぎじゅつ かん せんもんしょくけんしゅう りんしょうじっしゅう  
発達障がい支援技術に関する専門職研修（臨床実習）のプロ  
グラムに基づき、実習の定例化に向け準備を進めます。

おや そうだんやく ひと ようせいけんしゅう じゅんかい  
ペアレントメンター(親の相談役となる人)の養成研修や、巡回  
しえんせんもんいん じゅんかいしどうじぎょう おこな しえん じゅうじつ  
支援専門員による巡回指導事業を行うことにより、支援の充実を  
はか  
図ります。

## きほんしさく しせつにゆうしょしゃ せいしんかびょういんにゆういんかんじゃ ちいきせいかつ いこうすいしん 基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

しょう かつ ちいき あんしん く そうだん  
障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、相談  
しえんたいせい しょうがいふくし どう ていきょうきばん じゅうじつ はか  
支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図りま  
す。

ちいきいこう ちいきていちゃく む しえんたいせい じゅうじつ はか ちいき  
地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域にお  
ける住まいの場の充実を図ります。

### じゅうてんとりくみ < 重点取組 >

ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん  
地域移行支援・地域定着支援

にゅうしょしせつ せいしんかびょういん ほうもん そうだん しょうがいふくし  
入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サー  
ビス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、  
れんらくたいせい きんきゅうたいおう ちいきいこう ちいきていちゃく む とりくみ  
連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を  
すいしん  
推進します。

しょう ぶくしけいかく ぶ らん  
障がい福祉計画の部(81、82ページ)もご覧ください。

とう せいびすいしん  
グループホーム等の整備推進

せいびひ いちぶ ほじょ おこな  
グループホーム・ケアホームの整備費の一部に補助を行うこ



とにより整備を推進し、地域における居住の場を充実します。  
障がい福祉計画の部(80ページ)もご覧ください。

### 地域生活の体験支援

施設・自宅以外の場所(地域生活体験室)に宿泊して地域生活を体験していただくことで、身体に障がいのある方の地域移行を促進します。

### 住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組

市営住宅抽選時の優遇や、あんしん賃貸支援事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の市場全体で住宅セーフティネット(安全策)を構築し、高齢の方、障がいのある方など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目指します。

### 入所施設等との情報共有・連携

地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めます。

## 基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援

補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。

教育・研究機関と連携し、福祉・介護器具の開発など、地域特性を活かした新技術・新製品の開発を促進します。

じゅうてんとりくみ  
< 重点取組 >

ほ そう ぐ ひ しきゅう にちじょうせいかつようぐ きゅうふ  
補装具費の支給、日常生活用具の給付

しょうがいしゃじりつしえんほう もと しんたい しょう かた しんたい  
障害者自立支援法に基づき、身体に障がいのある方の身体  
きのう ほかん だいたい しょくぎょう た にちじょうせいかつ のうりつこうじょう  
機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上  
はか  
を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します。

しょう ふくしけいかく ぶ らん  
障がい福祉計画の部（89ページ）もご覧ください。

ふくしょうぐ ふきゅう てんじ  
福祉用具の普及（展示、リサイクルなど）

ふくしょうぐ じょうせつてんじ せっち ふよう ふくし  
福祉用具の常設展示コーナーの設置や、不用になった福祉  
ようぐとう かん じょうほう はしわた おこな ふきゅう  
用具等のリサイクルに関する情報の橋渡しを行うなど、普及に  
つと  
努めます。

ふくしさんぎょうきょうどうけんきゅうじぎょう  
福祉産業共同研究事業

いりょう かいご かんご ふくしぶんや さんがくかん きょうどうけんきゅう けんきゅう  
医療・介護・看護・福祉分野の産学官による共同研究、研究  
かいはつ そくしん はか  
開発の促進を図ります。

きほんしさく ちいきふくし にな じんざいいくせい かくほ  
基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

かくしゅけんしゅう じっし かつどう たい しえん つう  
各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、  
ちいきふくしかつどう にな じんざい いくせい つと  
地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

じゅうてんとりくみ  
< 重点取組 >

けんしゅう うんえい さいけい  
ボランティア研修センターの運営（再掲）

さんしょう  
16ページ参照

ふくし ていきょうじぎょうしゃとう たい けんしゅう じゅうじつ さいけい  
福祉サービス提供事業者等に対する研修の充実（再掲）

さんしゅう  
14ページ参照

とう ちいきふくしりょく かつよう しえんたいせい じゅうじつ けんとう  
ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制の充実の検討  
(再掲)

さんしゅう  
21ページ参照

げんき しえんじぎょう  
元気なまちづくり支援事業

く ちいき とくせい い げんき みりょく ちいき  
区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりの  
すいしん もくてき く そういくふう さいりょう しょう  
推進を目的として、区の創意工夫や裁量によって、障がいのある  
かた しみん しゅたいてき おこな ちいき かだいかいけつ む とりくみ  
方をはじめ市民が主体的に行う地域課題解決に向けた取組に  
たい しえん おこな  
対する支援を行います。

かんれんけいかく ぶんや せいかつしえん  
関連計画（分野2：生活支援）

さっぽろしちいきふくししゃかいけいかく  
札幌市地域福祉社会計画

さっぽろしじゅうたく  
札幌市住宅マスタープラン 2011

さっぽろししみん かつどうそくしんきほんけいかく  
札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

さっぽろしさんぎょうしんこう  
札幌市産業振興ビジョン

さっぽろししょうひしゃきほんけいかく  
札幌市消費者基本計画

ぶんや ほけん いりょう  
分野3 保健・医療

げんじょう かだい  
< 現状と課題 >

こ すこ そだ しっぺい しょう そうきはっけん はか  
子どもが健やかに育つよう、疾病・障がいの早期発見が図られる  
たいせい こま そうだん う たいせい ひつよう  
体制や、きめ細かに相談を受けられる体制が必要であると  
かんが  
考えられます。

しょう ひと みちが ちいき あんしん てきせつ いりょう う  
障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けること  
ができるよう、いりょうたいせい じゅうじつ しょう りかい いりょう  
医療体制の充実や、障がいについての理解を医療  
きかん たい いっそうそくしん ひつよう かんが  
機関に対して一層促進する必要があると考えられます。

せいしん しょう ひと あんしん ちいきせいかつ おく  
精神に障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよ  
う、せいしんかいりょう きゅうきゅういりょうたいせい せいび はか ひつよう  
う、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があると  
かんが  
考えられます。また、せいしんしょう しゃ たい いりょうひ  
精神障がい者に対する医療費について、その  
ふたんけいげん もと こえ よ  
負担軽減を求める声が寄せられています。

きほんほうしん  
基本方針

きほんほうしん けんこう かくしゅけんさ かん ふきゅう けいはつ すいしん しょう  
基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障が  
げんいん しっぺい よぼう そうきはっけん そうきりょういく はか  
いの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育を図りま  
す。

きほんほうしん しょう ひと たい ほけん いりょう じゅうじつ  
基本方針2 障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を  
はか ちいきせいかつ しえん  
図り、地域生活を支援します。

基本施策

基本施策 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実

基本施策 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

基本施策 3 精神保健・医療の充実

基本施策 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実

保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育の充実を図ります。

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供に努めます。

< 重点取組 >

妊婦支援相談事業

妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安心・安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

母子関連マス・スクリーニング検査

新生児、乳幼児、妊婦を対象とした母子保健全般にわたる病気の早期発見のためのマス・スクリーニング検査（集団検査）を行い、早期治療に結びつけるとともに、母子保健情報の共有化を図るため、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センタ

一との緊密な連携により、迅速かつ適切な患者の診断・治療に結びつける体制の構築を図ります。

#### 乳幼児健康診査

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児のすべての子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等障がい等を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、育児に関する指導を行い、もって乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

#### 子どものころとからだに関する医療提供体制の充実

障がいの原因となる疾病の早期発見、早期療育や重複障がい児への適切な医療支援体制を構築するため、平成25年（予定）に市立札幌病院 静療院の大規模改修を行い、静療院 児童心療センターと発達医療センターの機能を統合した新医療機関を開設します。

#### 療育指導（療育支援事業、先天性障がい児早期療育事業）

発達に心配のある子どもを対象に、子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に保護者の複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気づきができるように働きかけ、個々の子どもに合った進路を共に考え必要な情報を提供します。

また、ダウン症などの先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促す

ととも、<sup>いくじぜんばん ひつよう じょうほう ていきょう おこな</sup> 育児全般に必要な情報の提供を行います。

### <sup>じどうはったつしえん うんえい しょうがいじつうしよしえん</sup> 児童発達支援センターの運営（障害児通所支援サービス）

<sup>じどうふくしほう もと したいふじゆうじ ちてきしょう じ たい</sup> 児童福祉法に基づき、<sup>みぢか りょういく ば きのうくんれん りょういくしどう おこな</sup> 身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、<sup>ちいき しょう じ ほごしゃ たい しえん おこな</sup> 地域の障がい児や保護者に対して支援を行います。

## <sup>きほんしさく しょう たい てきせつ ほけん いりょう じゅうじつ</sup> 基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

<sup>しんしん しょう けいげん はか いりょう いりょうひふたん けいげん もくてき</sup> 心身の障がいの軽減を図る医療や、<sup>かくしゆきゆうふじぎょう ひ つづ おこな しょう かた たい いりょう じゅうじつ</sup> 各種給付事業を引き続き行い、障がいのある方に対する医療の充実  
<sup>はか</sup>を図ります。

<sup>いりょうてき ひつよう じゅうどしょう かた たい ほけん いりょう ふくし</sup> 医療的ケアが必要な重度障がいのある方に対する保健・医療・福祉  
<sup>れんけいたいせい じゅうじつ はか</sup>の連携体制の充実を図ります。

<sup>さっぽろしどくじ のぞ いりょうたいせい こうちく む とりくみ すす</sup> 札幌市独自の望ましい医療体制の構築に向けた取組を進めます。

### <sup>じゅうてんとりくみ</sup> < 重点取組 >

#### <sup>じりつしえんいりょうひ しきゅう</sup> 自立支援医療費の支給

<sup>しょう ひと たい しんしん しょう けいげん はか</sup> 障がいのある人に対し、その心身の障がいの軽減を図り、  
<sup>じりつ にちじょうせいかつ いとな ひつよう いりょう じりつしえん</sup> 自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援  
<sup>いりょうひ てきせつ しきゅう おこな</sup> 医療費の適切な支給を行います。

<sup>じりつしえんいりょう かか てきせい ひょうふたん かた</sup> また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、  
<sup>しょう かた いりょうひ ふたんけいげん はか くに</sup> 障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に  
<sup>たい はたら</sup> 対して働きかけてまいります。

じゅうどしんしんしょう しゃいりょうひじょせい  
重度心身障がい者医療費助成

じゅうどしんしんしょう かた たい いりょうひ いちぶ じょせい  
重度心身障がいのある方に対して医療費の一部を助成し、も  
じゅうどしんしんしょう かた ほけん こうじょう きよ  
って重度心身障がいのある方の保健の向上に寄与するととも  
ふくし ぞうしん はか  
に福祉の増進を図ります。

いりょうてき ひつよう じゅうしょうしんしんしょう かた たい ちいき  
医療的ケアが必要な重症心身障がいのある方に対する地域  
せいかつしえん じゅうじつ けんとう さいけい  
生活支援の充実の検討（再掲）

さんしょう  
21ページ参照

いりょうけいかく げんだんかい かしょう すいしん  
さっぽろ医療計画（現段階では仮称）の推進

しみん しょうがい とお けんこう あんしん く しゃかい  
市民が生涯を通して健康で安心して暮らすことのできる社会  
じつげん む いりょうたいせい こうちく きほんりねん いりょう  
の実現に向けた医療体制の構築を基本理念とするさっぽろ医療  
けいかく もと きほんりねん じつげん む しさく すいしん  
計画に基づき、基本理念の実現に向けた施策の推進に  
とく  
取り組みます。

### きほんしさく せいしんほけん いりょう じゅうじつ 基本施策3 精神保健・医療の充実

つういん せいしんかいいりょう かか じりつしえんいりょうひ しきゅう おこな せいしん  
通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に  
しょう かた たい いりょう じゅうじつ はか  
障がいのある方に対する医療の充実を図ります。

せいしんかいいりょう じゅうそうてき きゅうきゅういりょうたいせい せいび はか  
精神科医療における重層的な救急医療体制の整備を図ります。

せいしん しょう かた かぞく たい そうだんしえんたいせい じゅうじつ  
精神に障がいのある方やその家族に対する相談支援体制の充実を  
はか  
図ります。



じゅうてんとりくみ  
< 重点取組 >

じりつしえんいりょうひ せいしんつういんいりょう しきゅう  
自立支援医療費（精神通院医療）の支給

せいしん しょう とういん せいしんいりょう けいぞくてき よう  
精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に要する  
びょうじょう かた つういんいりょう かか じりつしえんいりょうひ  
病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の  
しきゅう おこな  
支給を行います。

じりつしえんいりょう かか てきせい ひょうふたん かた  
また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、  
しょう かた いりょうひ ふたんけいげん はか くに  
障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に  
たい はたら  
対して働きかけてまいります。

せいしんかきゅうきゅうじょうほう うんえい  
精神科救急情報センター運営

せいしんしょう かた かぞく でんわ せいしんかじゆしん  
精神障がいのある方やその家族から、電話により精神科受診  
かか きんきゅうそうだん う せいしんかびょういんまた せいしんか  
に係る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科  
とうばんびょういん しょうかい おこな せいしんかきゅうきゅう えんかつ  
当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な  
すいしん けいさつ しょうぼう いりょうきかんとく かんけいきかん ちょうせい はか  
推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図  
ります。

すいしんじぎょう じさつそうごうたいさくじぎょう  
ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

さっぽろし ねんかん にん こ じさつしぼうしゃ ひとり  
札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を一人でも  
おおへ めんだん でんわ そうだんしえん じんざいようせい ふきゅう  
多く減らすため、面談や電話による相談支援、人材養成、普及  
けいはつとう かくじぎょう おこな  
啓発等の各事業を行います。

## 精神科救急医療体制の整備について

### <取組概要>

緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医療を受けることができるように、重層的な救急医療体制の整備を図ります。

### <今後の検討内容>

市立札幌病院において身体合併症を含む精神科3次救急の本格的な開始が予定されている平成25年度を契機として、安定的に維持され365日安心のできる精神科救急医療体制の充実を図ります。

本市が含まれている精神科救急医療圏において、夜間・休日の急な入院治療に対応できる空床数を増やします。

精神科救急情報センターの機能強化を図ることができるよう検討します。

診療所医師の精神科救急医療への参画と1次救急のあり方を、国や関係団体での議論の経過などもみながら、検討を進めます。

## 関連計画（分野3：保健・医療）

札幌市子ども未来プラン

さっぽろ医療計画（**現段階では仮称**）

札幌市自殺総合対策行動計画

ぶんや せいかつかんきょう  
分野4 生活環境

げんじょう かだい  
< 現状と課題 >

へいせい ねん せいてい しんぽう へいせい ねん しん  
平成18年に制定されたバリアフリー新法をうけ、平成21年に新・  
さっぽろし きほんこうそう さくてい しない じゅうてんせいびちく  
札幌市バリアフリー基本構想を策定し、市内53の重点整備地区を  
せつてい しせつ か すいしん  
設定し、施設のバリアフリー化を推進しています。

へいせい ねん がつ はっせい ひがしにほんだいしんさい けいき さいがいじ あんぜん  
平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害時の安全  
たいさく かんしん たか しょう ひと  
対策についての関心が高まっており、障がいのある人をはじめ  
ようえんごしゃ ひなんしえん とりくみ じゅうじつ ひつよう かんが  
要援護者の避難支援の取組を充実する必要があると考えられます。

きほんほうしん  
基本方針

きほんほうしん すべ しみん あんしん かいてき く すす  
基本方針1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進め  
ます。

きほんほうしん さいがい つよ すす ぼうさいたいせい かくりつ  
基本方針2 災害に強いまちづくりを進め、防災体制の確立をはじめ、  
さいがいじ ようえんごしゃ たいさく すいしん はか  
災害時要援護者の対策の推進を図ります。

きほんしさく  
基本施策

きほんしさく もと すいしん  
基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

きほんしさく ゆきたいさく さいがいじとう あんぜんたいさく すいしん  
基本施策2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

## 基本施策 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

すべての市民が四季を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの方が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

### ＜重点取組＞

#### 福祉のまちづくり推進会議

全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

#### 優しさと思いやりのバリアフリーの推進

札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある方、高齢の方の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの方が利用する建築物の事故を未然に防ぎ、障がいのある方、高齢の方にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」の運用を行います。

#### バリアフリー基本構想に基づく整備推進

新・札幌バリアフリー基本構想に基づき、すべての人々が安心して暮らし、分け隔て無く社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進しま

す。

### 交通バリアフリー推進事業

障がいのある方や高齢の方等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通事業者が行うバリアフリー化整備について補助を行うことで、各管理者と連携しながら取組を進めます。

### 歩道バリアフリー整備事業

誰もが安心して歩行できる歩道を提供するため、重点的に整備すべき地区の生活関連経路の歩道バリアフリー化を推進します。

### 安全・安心な公園再整備事業

障がいのある方や高齢の方など誰もが快適に利用できる公園整備を進めます。出入口・園路段差解消や階段の手すり設置、ベンチなどの休養施設、身障者対応型便所の改修等を行います。

### 市有施設の保全改修に併せたバリアフリー改善の推進

オストメイト対応トイレの設置や点字ブロックの敷設など、既存の市有施設の保全改修に併せて、バリアフリー改善を進めます。

## ちかてつ あんぜんたいさく 地下鉄における安全対策

ちかてつ えき かどうしき さく せっち  
地下鉄駅ホームに可動式ホーム柵を設置し、ホームからの  
りょかくてんらくじ こ れっしやせっしょくじ こ ぼうし つと しょう  
旅客転落事故や列車接触事故などを防止することに努め、障  
がいのある方かた こうれい かたとう あんぜん あんしん ちかてつ りょう  
がいのある方や高齢の方等が安全で安心して地下鉄を利用でき  
るようとりくみ すす  
よう取組を進めます。

## あんぜん じてんしゃりょうかんきょう すいしん 安全な自転車利用環境の推進

ほどうじょう ほ こうしゃ こうさく めいわくちゅうりん ほ こうかんきょう  
歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境  
あつか かいだいかいしょう めざ しょう かた しみん  
の悪化などの課題解消を目指し、障がいのある方をはじめ市民  
かた あんぜん じてんしゃりょうかんきょう じつげん みりょくてき  
の方にとって「安全な自転車利用環境の実現による魅力的なま  
ちづくり」を目標として、じてんしゃ ほ こうしゃ じどうしゃ  
自転車・歩行者・自動車それぞれが  
あんしん あんぜん つうこう かんきょう じつげん じてんしゃそうこうくうかん  
安心・安全に通行できる環境を実現するため、「自転車走行空間  
めいかくか そうごうてき ちゅうりんたいさく すいしん  
の明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルール・マナーの  
こうかてき しゅうち けいはつ はか  
効果的な周知と啓発」を図ります。

## くるまいすししょうしゃむ しえいじゅうたく せいび 車椅子使用者向け市営住宅の整備

こうじょうてき くるまいす しょう しょう かた じゅう  
恒常的に車椅子を使用している障がいのある方のための住  
こ しえいじゅうたく いちぶ せいび  
戸を、市営住宅の一部に整備します。

## ふくし しせつせいびしきんゆうし みんかんしせつかいぜんしきんかじつけきんとう 福祉のまちづくり施設整備資金融資（民間施設改善資金貸付金等）

みんかんじぎょうしゃ こうきょうてきしせつ せいび かいぜん すいしん  
民間事業者による公共的施設の整備、改善を推進するため、  
しょう しゃたいおう くるま しょうしゃよう がいぶ  
障がい者対応エレベーター、車いす使用者用トイレ、外部  
でいりぐち じどう せっちとう か こうじ たい きんゆう  
出入口の自動ドア設置等のバリアフリー化工事に対して、金融  
きかん きょうちょうゆうし おこな  
機関との協調融資を行います。

## 【参考】バリアフリーとユニバーサルデザイン

### バリアフリー

建物や道路などにおいて、障がいのある方や高齢の方の利用にも配慮した設計のこと。

### ユニバーサルデザイン

障がいのある方や高齢の方のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた建物・製品のこと。

## 基本施策2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

冬期間も安心して生活を送れるよう、雪対策の取組や、冬の暮らしをサポートする新たな福祉・介護器具の開発を促進します。

市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。

災害時における要援護者の避難支援について、地域が主体となって実施する仕組みづくりを促進します。

### < 重点取組 >

#### 冬のみちづくりプランの推進

市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として、障がいのある方も安心して生活を送れるよう、雪対策を推進します。

身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、

すなはい さくせい はいち おこな  
砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。

ふくしさんぎょうきょうどうけんきゅうじぎょう さいけい  
福祉産業共同研究事業（再掲）

さんしやう  
26ページ参照

じゅうたくぼうかたいさく すいしん  
住宅防火対策の推進

じゅうたくぼうかほうもん ふくしじぎょうじゅうじしゃ たいしやう けんしゅうかいとう  
住宅防火訪問、福祉事業従事者を対象とした研修会等の  
じっし じゅうたくようかさいけいほうき せっちおよ いじかんり かか ふきゅうけいはつとう  
実施、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に係る普及啓発等、  
じゅうたくぼうかたいさく すいしん  
住宅防火対策を推進します。

しょう じしやしせつ しゅうぜんとう たい しえん けんとう  
障がい児者施設の修繕等に対する支援の検討

にゅうしょ しせつ とう きよじゅう あんぜん はか しせつ しゅうぜん とう  
入所施設等の居住の安全を図るための施設修繕等に  
たい しえん おこな けんとう  
対して支援を行うことを検討します。

しゃかいふくししせつ とう あんぜんたいさく すいしん  
社会福祉施設等の安全対策の推進

しゃかいふくししせつ あんぜんあんしん かくほ しょうぼうきよく  
社会福祉施設における安全安心を確保するため、消防局・  
ほけんふくしきよく としきよく かんけいぶきよく れんらくきょうぎ ば さっぽろし  
保健福祉局・都市局の関係部局の連絡協議の場として「札幌市グ  
ループホーム等安全安心連絡協議会」を設置し、情報交換を  
とうあんぜんあんしんれんらくきょうぎかい せっち じょうほうこうかん  
図りながら、施設関係者を対象とした研修会の実施、合同  
はか しせつ かんけいしゃ たいしやう けんしゅうかい じっし ごうどう  
立入検査等を実施するほか、訓練チェックリストを活用した  
たちいりけんさとう じっし くんれん かつよう  
自衛消防訓練の実施など、さらなる安全安心に向けての取組を  
じえいしょうぼうくんれん じっし あんぜんあんしん む とりくみ  
推進します。



## 災害時の要援護者対策について

### 札幌市地域防災計画における災害時要援護者対策

災害が発生した場合には、関係機関との連携により各施設の状況及び避難した障がいのある方の把握を行うことや、避難後は、障がいのある方への情報提供、ニーズを把握し、ボランティアや避難者に支援を要請するとともに、収容避難場所での生活が困難な方を社会福祉施設等に移送するなど、災害時要援護者の対策を推進します。

### 災害時要援護者避難支援対策

「災害時要援護者避難支援ガイドライン」及び「災害時支えあいハンドブック」に基づき、災害時に自力では避難できない障がいのある方や高齢の方など(災害時要援護者)の手助けを、地域が主体となって実施する仕組づくりを促進します。

平成20年度から3年間にわたり、災害時要援護者避難の仕組づくりに関する普及啓発活動として出前講座を行うとともに、行政の積極的な支援による先進事例を創出するため、モデル地区を選定し事業を進めてまいりました。

今後においては事例の蓄積を踏まえ、全市に災害時要援護者支援の取組を広げるため、各区保健福祉部に事業を移し、地域における取組を促進します。

### 災害時の緊急受入れに関する関係機関との協定

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合に、避難所での

せいかつ けいぞく こんなん ようえんごしゃ みんかん しょうがいしゃしえんしせつとう いそう  
生活の継続が困難な要援護者を、民間の障害者支援施設等へ移送  
するため、かんけいきかん きょうてい ていつ  
関係機関と協定を締結しています。

かんれんけいかく ぶんや せいかつかんきょう  
関連計画（分野4：生活環境）

しん さっぽろし きほんこうそう  
新・札幌市バリアフリー基本構想

しん さっぽろし とくていじぎょうけいかく  
新・札幌市バリアフリー特定事業計画

さっぽろしちいきぼうさいけいかく  
札幌市地域防災計画

さっぽろしさいがいじょうえんごしゃひなんしえん  
札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン

さっぽろしえいちかてつじぎょうけいえい かねんけいかく  
札幌市営地下鉄事業経営10カ年計画

さっぽろしじゅうたく  
札幌市住宅マスタープラン2011

さっぽろしじてんしゃりようそうごうけいかく  
札幌市自転車利用総合計画

ぶんや きょういく いくせい  
分野5 教育・育成

げんじょう かだい  
< 現状と課題 >

ふあん かか おや しんじょう よ そ しょう そうきはっけん  
不安を抱える親の心情に寄り添いながら、障がいの早期発見・  
そうきりょういく と く ひつよう かんが  
早期療育に取り組む必要があると考えられます。

しょう こ ようちえん ほいくえん じどうかいかん  
障がいのある子どもが、幼稚園、保育園、児童会館などにおいて  
ひつよう しえん う しょう こ  
も、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせる  
たいせい つと ひつよう かんが  
ような体制に努める必要があると考えられます。

す な ちいき がっこう ひとり おう てきせつ  
また、住み慣れた地域の学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切  
しえん う かんきょう すす ひつよう かんが  
な支援が受けられる環境づくりを進める必要があると考えられます。

しょう こ ほんにん たい しえん おや たい せいしんてき  
障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する精神的  
おこな りょういくめん そうだんしえん  
なフォロー（ペアレントメンター）を行うなど、療育面での相談支援  
たいせい じゅうじつ ひつよう いけん よ  
体制を充実することが必要との意見が寄せられております。

きほんほうしん  
基本方針

きほんほうしん 1 りょういく きょういく いりょう ふくし こようとう かんけいきかん れんけい  
基本方針1 療育、教育、医療、福祉、雇用等の関係機関の連携の  
にゅうようじき がっこうそつぎょうご いっかん しえんたいせい  
もと、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制の  
じゅうじつ はか  
充実を図ります。

きほんほうしん 2 しょう こ しょう こ  
基本方針2 障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、  
す な ちいき ここ おう てきせつ しえん  
住み慣れた地域で、個々のニーズに応じた適切な支援が  
う かんきょう すいしん  
受けられる環境づくりを推進します。

基本施策

基本施策 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

基本施策 2 早期療育の充実

基本施策 3 学校教育の充実

基本施策 4 卒業後の支援

基本施策 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、相互に連携しながらライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。

< 重点取組 >

幼児教育相談

発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センターにおける来所相談のほか、各区の市立幼稚園を会場とした「地域教育相談」を実施します。

一人一人が学び育つための教育的支援の充実（再掲）

47ページ参照

児童福祉相談・支援体制の強化

児童相談所の施設・設備の拡充や専門職の増員を視野に入れた機能強化を進めるほか、児童福祉に関する様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における

じどうふくしそつだん しえんたいせい きょうか  
児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

## こ けんりきゅうさいきかん うんえい 子どもの権利救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに  
かか さまざま なや う きゅうさい もうした とう もと  
関わる様々な悩みを受けるとともに、救済の申立て等に基づき、  
こうてきだいさんしゃ たちば かんけいきかん じじつかくにん ちょうさ かんけいしゃかん  
公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間  
ちょうせいとう おこな  
の調整等を行います。

## はつたつしょうがいしゃしえんたいせいせいびじぎょう さいけい 発達障害者支援体制整備事業（再掲）

### 23ページ参照

## きほんしやく そうきりょういく じゅうじつ 基本施策2 早期療育の充実

こ しょう じょうきょう おう はいりょ しょう  
子どもの障がいの状況に応じた配慮をしながら、障がいのない  
こ せいちょう かんきょう すす  
子どもとともに成長していく環境づくりを進めます。

### じゅうてんとりくみ <重点取組>

#### しりつようちえんとくべつしえんきょういくじぎょう 私立幼稚園特別支援教育事業

しりつようちえん しえんいん はけん じゅんかいそつだん おこな ようちえんほうもん  
私立幼稚園に支援員を派遣し巡回相談を行う「幼稚園訪問  
しえん じっし とくべつ きょういくてきしえん ひつよう ようじ  
支援」を実施するなど、特別な教育的支援を必要とする幼児の  
えんかつ うけいれ すいしん きょういく じゅうじつ はか てきせつ  
円滑な受入を推進するとともに、教育の充実を図り、適切な  
ほいくかんきょう ていきょう  
保育環境を提供します。

#### しょう じほいくじゅんかいしどう 障がい児保育巡回指導

ほいく か しんしん しょう じどう しょう  
保育に欠ける心身に障がいのある児童を、障がいのない  
じどう しゅうだんほいく せいちょうはつたつ そくしん  
児童とともに集団保育をすることにより、成長発達を促進す

るとともに児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、  
障がい児保育の充実を図るため、巡回指導を行い、必要に  
応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

### 放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ

障がいのある児童の健全育成及び保護者に対する支援とし  
て、障がいのある児童を受け入れている館に指導員を加配でき  
るようにするするなどし、子どもの障がいに応じた配慮をしま  
ながら、障がいのない児童と同じように児童会館及びミニ児童  
会館を利用できる環境づくりを進めます。

また、民間児童育成会についても、保護者が就労等している  
障がいのある児童を登録している場合は助成金を加算するな  
ど、各会における受入れの促進を図ります。

### 障害児通所支援サービスの円滑な提供

児童福祉法に基づき、身近な地域における通所支援として  
「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりとして「放課後等デ  
イサービス」、保育所等の安定した利用を促進するための「保育所  
等訪問支援」を円滑に提供します。

### 基本施策3 学校教育の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、  
教育環境の整備を推進します。

#### <重点取組>

一人一人が学び育つための教育的支援の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限に発揮できるよう、「学びの手帳」や、通常の学級における「学びのサポーター」の活用により一人一人に応じた一貫した教育的支援の充実を図ります。

地域で学び育つための教育環境の整備

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する地域の学校で学べるよう、特別支援学級の整備を推進します。

市立高等養護学校における教育の充実

市立高等養護学校において、就労促進を図るための教育内容の見直しについて検討を進めます。

基本施策4 卒業後の支援

ハローワークなどの関係機関との連携のもと、卒業後、就労につなげるための支援の充実を図ります。

卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。

< 重点取組 >

市立高等養護学校における教育の充実（再掲）

47ページ参照

就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）（再掲）

50ページ参照

相談支援事業の充実・関係機関の連携体制の強化（再掲）

20ページ参照

関連計画（分野5：教育・育成）

札幌市特別支援教育基本計画

札幌市子ども未来プラン



ぶんや こよう しゅうろう  
分野6 雇用・就労

げんじょう かだい  
< 現状と課題 >

しょう しゃこよう そくしん くに しょう しゃこようしさく ちゅうしん  
障がい者雇用を促進するには、国の障がい者雇用施策を中心に、  
かんけいきかん れんけい と く ひつよう かんが  
関係機関が連携して取り組む必要があると考えられます。

しょう ひと あ まえ はたら きぎょうとう たい しょう  
障がいのある人が当たり前に働けるよう、企業等に対する障がい  
しゃこよう じょうほうていきょう じゅうじつ りかいそくしん はか こよう  
者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇用の  
ば かくほ む とりくみ もと  
場の確保に向けた取組が求められています。

また、しゅうろうしえんじぎょうしょ ふくしてきしゅうろう ば じゅうじつ こうちん  
就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃  
すいじゅん こうじょう もと  
水準の向上が求められています。

きほんほうしん  
基本方針

きほんほうしん しょう ひと あ しゅうろうしえん こよう  
基本方針1 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・  
ふくし きょういくとう かんけいきかん れんけい と く しえん  
福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の  
じゅうじつ きょうか はか  
充実・強化を図ります。

きほんほうしん しょう ひと いっぱんしゅうろう いこう すいしん こよう  
基本方針2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の  
ていちゃく はか ふくしてきしゅうろう しえん じゅうじつ こうちん  
定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃  
すいじゅん こうじょう はか  
水準の向上を図ります。

きほんしさく  
基本施策

きほんしさく こ こ たいおう しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじつ  
基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

きほんしさく こよう ば かくだい いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう  
基本施策2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）

きほんしさく ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうすいしん  
基本施策3 福祉施設から一般就労への移行推進

## 基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

国の障がい者雇用推進部署（ハローワーク等）などの関係機関と連携し、障がいのある方の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

### < 重点取組 >

就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）

障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、ジョブサポーターや支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

障がい者就業支援事業

国との共催により、障害者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある方の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。

## 基本施策2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）

国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある方の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。

障害者自立支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

じゅうてんとりくみ  
< 重点取組 >

しょう しゃきょうどうじぎょう  
障がい者協働事業

しょう かた にんいじょうこよう た じゅうぎょうしゃ  
障がいのある方を5人以上雇用し、他の従業者からサポ  
う とも はたら じぎょう しゅうえきせい  
トを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を  
かくほ しょう かた けいぞく こよう ば しょう  
確保しつつ、障がいのある方の継続した雇用の場となる「障が  
しゃきょうどうじぎょう うんえいけいひ たい ほじょ おこな  
い者協働事業」の運営経費に対する補助を行います。

しげんせんべつ こよう ば ていきょう  
資源選別センターにおける雇用の場の提供

ようきほうそうはいきぶつ さいしげんか はか ちいきふくししゃかい  
容器包装廃棄物の再資源化を図るにあたり、地域福祉社会の  
すいしん きよ もくてき かん せんべつ  
推進に寄与することを目的に、「びん・缶・ペットボトル選別  
ぎょうむ じゅうじ いちぶ かた ちてきしょう かた こよう  
業務」に従事する一部の方に知的障がいのある方を雇用し、  
しゅうろう ば ていきょう  
就労の場を提供しています。

しゅうろうしえん えんかつ ていきょう  
就労支援サービスの円滑な提供

しょうがいしゃじりつしえんほう もと いっぱんきぎょうとう しゅうろう きぼう  
障害者自立支援法に基づき、一般企業等への就労を希望す  
ひと いっぱんきぎょうなど しゅうろう こんなん ひと ちしきおよ のうりよく  
る人や一般企業等での就労が困難な人に、知識及び能力の  
こうじょう ひつよう くんれん おこな しゅうろうしえん えんかつ  
向上のための必要な訓練を行う就労支援サービスを円滑に  
ていきょう  
提供します。

しょう ふくしけいかく ぶ らん  
障がい福祉計画の部(78、79ページ)もご覧ください。

せいひん はんろかくだいしえん  
製品の販路拡大支援

ちいきかつどうしえん ちいききょうどうさぎょうじょ うんえいきょうかとう  
地域活動支援センター、地域共同作業所などの運営強化等を  
はか せいひん うんえいめん たい しどうとう おこな  
図るために、製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行  
います。

また、障がいのある方が施設等で作った製品を販売する常設店舗として「元気ショップ」を設置運営し、製品の購入を通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある方の工賃の増額を目指します。

発注機会の拡充、受注調整支援（元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業）

障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や、各施設への受注調整等を行うセンター機能を設置・運営し、障がいのある方の工賃向上を目指します。

### 基本施策3 福祉施設から一般就労への移行推進

障害者自立支援法の就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がいのある方の一般就労への移行を推進します。

障がいのある方の職場実習等の機会の充実を図ります。

#### < 重点取組 >

障がい者の就労・雇用に対する理解促進（障がい者元気スキルアップ事業）

障がいのある方の一般就労の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある方、福祉サービス事業所（特に就労支援系）民間企業等に対して、より充実した研修を行うなど、障がい者雇用の推進を図ります。

## 就労移行支援サービスの提供

障害者自立支援法に基づき、一般就労のために必要な知識  
及び能力向上のための訓練を行う就労移行支援サービス  
を円滑に提供します。

障がい福祉計画の部（78ページ）もご覧ください。

## 就労に向けた訓練・就労体験

札幌市役所において、市内の特別支援学校から生徒を  
受け入れて、職場実習・就労体験の機会を設け、就労に向けた  
支援を行います。

### 【参考】札幌市独自の就労支援の取組について

#### 1 一般就労の支援（民間企業等へ雇用を希望される方）

##### （1）障がい者就業・生活相談支援事業

専門の相談員が、就労と生活面の相談を行い、ハローワーク等と  
協力・連携して、民間企業に就職できるようサポートします。

##### （2）障がい者協働事業

障がいのある方を5人以上雇って、障がいのある方、障がい  
のない方が共に働くことにより、障がいのある方の継続した雇用  
の場を目指します。

札幌市役所ロビーに設置している「元気カフェ」は、この事業を  
活用して運営しています。

## 2 福祉的就労の支援（障がい者施設で働いている方）

### （1）元気ショップの設置

障がいのある方が施設等で作った製品を販売する店舗です。

製品の購入を通じて、障がいのある方に対する理解促進や、障

がいのある方の工賃の向上を目指します。

・元気ショップいこ～る

場所：JR札幌駅西コンコース

・元気ショップ

場所：地下鉄東西線大通駅コンコース

### （2）元気ジョブアウトソーシングセンターの運営

障がい者施設で行っている清掃・印刷等のサービスについて、

民間企業等からの受発注の調整等を行います。

分野7 情報・コミュニケーション

現状と課題

障がいの特性に配慮した方法による情報提供、コミュニケーション支援が求められています。

障がい当事者自らが福祉サービスを選択できるように、福祉に関する情報提供を充実する必要があると考えられます。

基本方針

基本方針1 情報バリアフリー化を推進し、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図り、自立と社会参加を支援します。

基本施策

- 基本施策1 情報バリアフリー化の推進
基本施策2 情報提供の充実
基本施策3 コミュニケーション支援体制の充実

基本施策1 情報バリアフリー化の推進

障がいのある方が支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、点字や音声、情報通信の活用など、障がい特性に応じた配慮に努めます。

情報バリアフリー

誰もが等しく情報通信を有効利用できる環境をつくること。

じゅうてんとりくみ  
< 重点取組 >

ほ そう ぐ ひ しきゅう にちじょうせいかつようぐ きゅうふ さいけい  
補装具費の支給、日常生活用具の給付（再掲）

さんしょう  
26 ページ参照

しょう かた じょうほうつうしん かん しえん しょう しゃ  
障がいのある方の情報通信に関する支援（障がい者ITサポートセンター）

しょう かた じょうほうつうしんぎじゆつ りようきかい かつようのうりよく  
障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の  
かくさぜせい はか そうごうてき ていきょうきよてん しょう  
格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「障  
がい者ITサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進  
しゃ せっち じりつ しゃがいさんか そくしん  
することを目的に、ITに関する利用相談や情報提供、パソ  
もくてき かん りようそうだん じょうほうていきょう  
コン講習の開催、パソコンボランティアの養成及び派遣を行  
こうしゅう かいさい ようせいおよ はけん おこな  
います。

せんきょ しえん  
選挙における支援

さつぼろしぎかいぎいんせんきょ こうほしやとう しょうかい てんじばん せんきょ  
札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙  
し さつぼろしちようせんきょ せんきょこうほうぜんぶん てんやく せんきょ  
のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙  
し おんどく おんせいばん かんけいせたい はいふ  
のお知らせ・音読した音声版を、関係世帯に配布します。

また、とうひょうじょ かいぞ てんじ こうほしやめいぼ てんじき  
また、投票所における介添え、点字の候補者名簿・点字器・  
ろうがんきょう ぶんちんとう じょうび かくしゅたいおう ぜんとうひょうじょ  
老眼鏡・文鎮等の常備などの各種対応について、全投票所に  
あんない けいじ しゅうち  
案内ポスターを掲示するなど周知しています。

かいぎとう はいりょ  
会議等における配慮

しょう とうじしゃ さんか かいぎとう しょう しゅべつ  
障がい当事者が参加する会議等においては、障がい種別に  
おう じょうほうていきょう はいりょ つと  
応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めま



す。

## 基本施策2 情報提供の充実

冊子、音声、ホームページなど、様々な手段・媒体を活用し、障がい特性に配慮した情報提供の充実を図ります。

### <重点取組>

広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報（再掲）

#### 13ページ参照

札幌市公式ホームページの管理運営

障がいのある方がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。

福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介（再掲）

#### 15ページ参照

点字・音声による情報提供

視覚に障がいのある方のために、広報さっぽろの市政情報の点字版「点字さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」を発行します。

様々な障がいに配慮した情報提供

特に、障がい福祉に関するパンフレットやガイドブックなどは、分かりやすい表現に心がけ、漢字へのルビ、専門用語等へ

ちゅうしゃく にじげん つ よ くふう  
の注釈、二次元コードを付けるなど、読みやすくする工夫に  
つと  
努めます。

## しょうがいふくし じぎょうしょとう かん あ じょうほう しょうかい 障害福祉サービス事業所等に関する空き情報の紹介について

しないしよざい しょうがいふくし じぎょうしょとう かん あ き じょうほう  
市内所在の障害福祉サービス事業所等に関する空き情報をホーム  
ページで紹介することで、しょう しょうかい しょう かた じぎょうしょ せんたく さい  
障がいのある方が事業所を選択する際の  
りべんせい こうじょう はか  
利便性の向上を図ります。

うんよう かく ていきょう じぎょうしょ  
ホームページの運用については、各サービス提供事業所において  
じょうほう すいじこうしん かく ていきょう じぎょうしょ きょうりよく  
情報を随時更新していただくなど、各サービス提供事業所の協力を  
え  
得ております。

あ じょうほう じぎょうしょばんごう ほうじんめいまた じぎょうしょめい じぎょうしょ  
空き情報は、キーワード、事業所番号、法人名又は事業所名、事業所  
しよざいく しゅるい さまざま じょうけん けんさく  
の所在区、サービスの種類など、様々な条件で検索することができます。

あいしょう げんき  
愛称 元気さーち

ホームページアドレス <http://www.sapporo-akijoho.jp/>

基本施策3 コミュニケーション支援体制の充実

障がい特性に応じたコミュニケーション支援体制の充実に努めます。

< 重点事業 >

コミュニケーション支援事業の円滑な提供

障害者自立支援法に基づくコミュニケーション支援について、適正かつ円滑なサービス提供に努めます。

障がい福祉計画の部（88ページ）もご覧ください。

聴覚障がい者を対象とした消費生活相談

聴覚障がいのある方が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ電話を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。

ぶんや ぶんか  
分野 8 スポーツ・文化

げんじょう くだい  
< 現状と課題 >

みづか いし せんたく じんせい せいちょうかてい  
自らの意思と選択によって、人生のあらゆる成長過程で、それぞ  
れの人ひとの興味・関心きょうみ かんしんや生活領域せいかつりょういきに応じ、さまざまな活動かつどうや学習がくしゅうを  
つづ じゅうよう かんが  
続けていくことは重要であると考えられます。

しょう ひと ぶん かげいじゅつかつどうとう おこな さい ひつよう  
障がいのある人がスポーツや文化芸術活動等を行う際には、必要  
となる配慮はいりょや支援しえん等が提供ていきょうされるための環境かんきょうの整備せいびが求められて  
います。また、活動かつどうを通じて、障がいのある人ひとと障がいのない人しょう ひとが  
こうりゅう しょう ひと たい りかい ふか じゅうよう  
交流し、障がいのある人に対する理解りかいを深めることが重要である  
と考えられます。

きほんほうしん  
基本方針

きほんほうしん ぶん かげいじゅつかつどうとう つう しょう ひと  
基本方針 1 スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人と  
しょう ひと こうりゅう きかい じゅうじつ しょう  
障がいのない人との交流の機会を充実し、障がいのあ  
ひと たい りかいそくしん はか  
る人に対する理解促進を図ります。

きほんほうしん しょう しゃ しょう しゃ ぶん かげいじゅつかつどう しえん  
基本方針 2 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、  
こころゆた ちいきせいかつ しえん  
心豊かな地域生活を支援します。

きほんしさく  
基本施策

きほんしさく ぶん かげいじゅつかつどう しょうがいがくしゅうかつどう たい しえん  
基本施策 1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるように、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

<重点取組>

障がい者スポーツ大会の開催

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある方がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲を高めるとともに、市民の障がいのある人に関する理解促進を図ります。

既存体育施設のバリアフリー化の推進

障がいのある方が広く気軽にスポーツ施設を利用できるようにするため、車いす対応エレベーターの設置及び身障者用多目的トイレへの改修を行います。

さっぽろ市民カレッジ

総合的、継続的な学習機会を市民に提供するとともに、学習成果が評価され、社会に生かされる仕組みをつくることにより、市民の自主的な学びや社会参加を支援し、本市のまちづくりを促進します。

文化芸術活動に対する支援

市民誰もが様々な場面において、文化芸術に触れる機会の充実や、文化芸術活動に対する支援など、文化芸術振興のた

め<sup>かんきょう</sup>の環境づくりを進<sup>すす</sup>めます。

障<sup>しょう</sup>がいのある方<sup>かた</sup>を支援<sup>しえん</sup>する読書<sup>どくしょ</sup>サービスの検<sup>けん</sup>討<sup>とう</sup>

身体<sup>しんたい</sup>障<sup>しょう</sup>がいや発<sup>はつ</sup>達<sup>たつ</sup>障<sup>しょう</sup>がいなど、様<sup>さま</sup>々<sup>ざま</sup>な障<sup>しょう</sup>がいのある方<sup>かた</sup>を  
支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>するた<sup>どく</sup>め<sup>しょ</sup>の読<sup>と</sup>書<sup>しょ</sup>サ<sup>と</sup>ー<sup>しよ</sup>ビ<sup>せつ</sup>ス<sup>か</sup>や図<sup>と</sup>書<sup>しょ</sup>館<sup>かん</sup>施<sup>し</sup>設<sup>せつ</sup>のあ<sup>か</sup>り<sup>か</sup>方<sup>か</sup>につ<sup>か</sup>い<sup>て</sup>  
検<sup>けん</sup>討<sup>とう</sup>を<sup>お</sup>こ<sup>な</sup>な<sup>す</sup>。

知<sup>ち</sup>的<sup>てき</sup>障<sup>しょう</sup>がい者<sup>しゃ</sup>のた<sup>せい</sup>め<sup>じん</sup>の成<sup>が</sup>人<sup>く</sup>学<sup>が</sup>級<sup>きゅう</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎょう</sup>

特<sup>とく</sup>別<sup>べつ</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>学<sup>が</sup>校<sup>こう</sup>ま<sup>ちゅう</sup>た<sup>が</sup>は<sup>が</sup>中<sup>とく</sup>学<sup>べつ</sup>校<sup>しえん</sup>の特<sup>とく</sup>別<sup>べつ</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>学<sup>が</sup>級<sup>きゅう</sup>な<sup>しゅう</sup>ど<sup>りょう</sup>を<sup>しゅう</sup>了<sup>りょう</sup>し、  
社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>参<sup>さん</sup>加<sup>か</sup>し<sup>て</sup>い<sup>る</sup>ま<sup>た</sup>は<sup>し</sup>ょう<sup>と</sup>す<sup>る</sup>方<sup>かた</sup>を<sup>たい</sup>し<sup>ょう</sup>に、一<sup>い</sup>般<sup>ぱん</sup>社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>  
知<sup>ち</sup>識<sup>しき</sup>の習<sup>しゅう</sup>得<sup>とく</sup>や体<sup>たい</sup>力<sup>りき</sup>づ<sup>く</sup>り、人<sup>にん</sup>間<sup>げん</sup>関<sup>かん</sup>係<sup>けい</sup>等<sup>とう</sup>、集<sup>しゅう</sup>団<sup>だん</sup>生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>や体<sup>たい</sup>験<sup>けん</sup>の場<sup>ば</sup>を  
と<sup>お</sup>社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>に<sup>よ</sup>り<sup>よ</sup>く<sup>たい</sup>お<sup>う</sup>で<sup>き</sup>る<sup>にん</sup>間<sup>げん</sup>形<sup>けい</sup>成<sup>せい</sup>を<sup>め</sup>じ<sup>し</sup>、実<sup>じつ</sup>  
生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>に<sup>そ</sup>く<sup>が</sup>く<sup>しゅう</sup>を<sup>お</sup>こ<sup>な</sup>な<sup>す</sup>。

特<sup>とく</sup>別<sup>べつ</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>学<sup>が</sup>校<sup>こう</sup>・地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>連<sup>れん</sup>携<sup>けい</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎょう</sup>

学<sup>が</sup>校<sup>こう</sup>休<sup>きゅう</sup>業<sup>ぎょう</sup>日<sup>び</sup>に特<sup>とく</sup>別<sup>べつ</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>学<sup>が</sup>校<sup>こう</sup>の学<sup>が</sup>校<sup>こう</sup>施<sup>し</sup>設<sup>せつ</sup>を<sup>かつ</sup>よ<sup>う</sup>し、児<sup>じ</sup>童<sup>どう</sup>・生<sup>せい</sup>徒<sup>と</sup>  
の<sup>とく</sup>性<sup>せい</sup>に<sup>お</sup>う<sup>じ</sup>た<sup>かつ</sup>活<sup>どう</sup>動<sup>う</sup>を<sup>う</sup>な<sup>が</sup>ば<sup>て</sup>い<sup>き</sup>よ<sup>う</sup>を<sup>も</sup>く<sup>て</sup>き<sup>を</sup>目<sup>も</sup>的<sup>てき</sup>と<sup>して</sup>、  
各<sup>かく</sup>種<sup>しゅ</sup>行<sup>ぎょう</sup>事<sup>じ</sup>の<sup>かい</sup>催<sup>さい</sup>やボ<sup>こ</sup>ラ<sup>う</sup>ン<sup>りゅう</sup>ティア<sup>どう</sup>グ<sup>らう</sup>ル<sup>どう</sup>ー<sup>お</sup>プ<sup>こ</sup>と<sup>の</sup>交<sup>こう</sup>流<sup>りゅう</sup>等<sup>とう</sup>を<sup>お</sup>こ<sup>な</sup>な<sup>す</sup>。

関<sup>かん</sup>連<sup>れん</sup>計<sup>けい</sup>画<sup>かく</sup> (分<sup>ぶん</sup>野<sup>や</sup> 8 : スポ<sup>ぶん</sup>ー<sup>か</sup>ツ<sup>か</sup>・文<sup>ぶん</sup>化<sup>か</sup>)

さ<sup>さ</sup>っ<sup>ぼ</sup>ろ<sup>ろ</sup>し<sup>し</sup>ょ<sup>う</sup>が<sup>い</sup>が<sup>く</sup>し<sup>ゅう</sup>す<sup>い</sup>し<sup>ん</sup>こ<sup>う</sup>そ<sup>う</sup>  
札<sup>さ</sup>幌<sup>ほ</sup>市<sup>し</sup>生<sup>せい</sup>涯<sup>えい</sup>学<sup>がく</sup>習<sup>じつ</sup>推<sup>すい</sup>進<sup>しん</sup>構<sup>こう</sup>想<sup>そう</sup>

さ<sup>さ</sup>っ<sup>ぼ</sup>ろ<sup>ろ</sup>し<sup>し</sup>ょ<sup>う</sup>が<sup>い</sup>が<sup>く</sup>し<sup>ゅう</sup>す<sup>い</sup>し<sup>ん</sup>こ<sup>う</sup>そ<sup>う</sup>  
札<sup>さ</sup>幌<sup>ほ</sup>市<sup>し</sup>文<sup>ぶん</sup>化<sup>か</sup>芸<sup>げい</sup>術<sup>じゆつ</sup>基<sup>き</sup>本<sup>ぽん</sup>計<sup>けい</sup>画<sup>かく</sup>